

第 7 次三重県医療計画の中間見直しについて

1 中間見直しの考え方

(1) 中間見直しについて

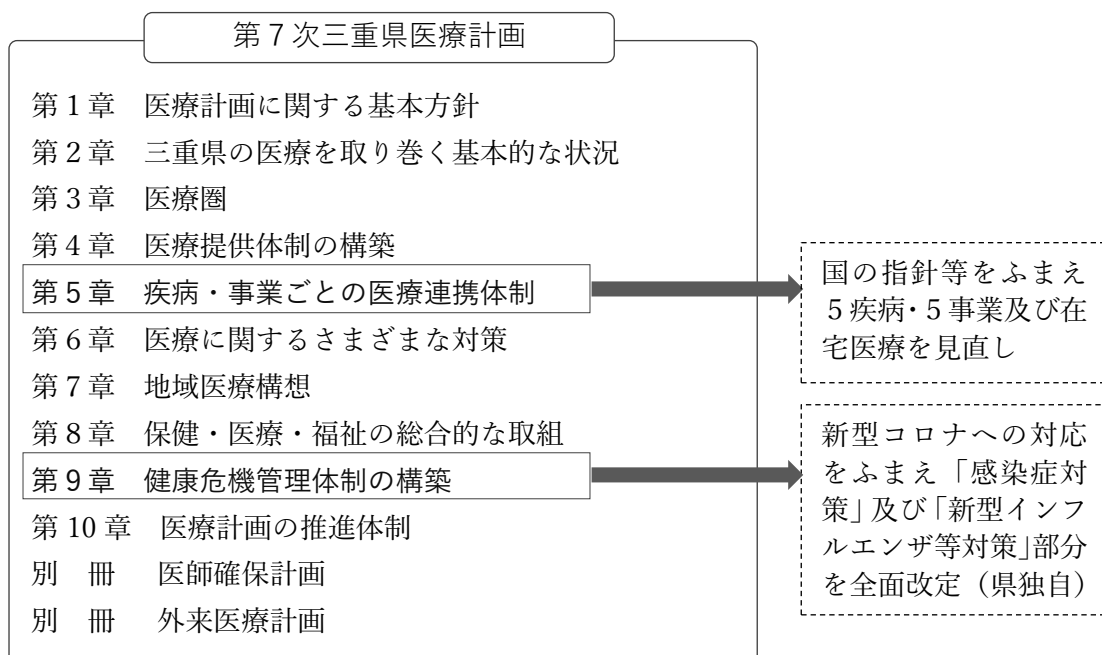
- 第 7 次三重県医療計画（平成 30 年度～令和 5 年度）については、計画期間が 6 年間となったことに伴い、在宅医療その他必要な事項について、中間見直しとして、3 年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は変更することとされています（医療法第 30 条の 6）。
- 今回の医療計画の中間見直しに当たっては、厚生労働省から「医療計画作成指針」（以下「指針」という。）の改正通知が発出されており、5 疾病 5 事業及び在宅医療に関して中間見直しで検討すべき内容が示されています。

(2) 具体的な見直しの考え方

- 県としては、国の指針の改正をふまえ、可能な限り、令和 2 年度中に、医療計画の中間見直しを実施することとします。

2 中間見直しの内容

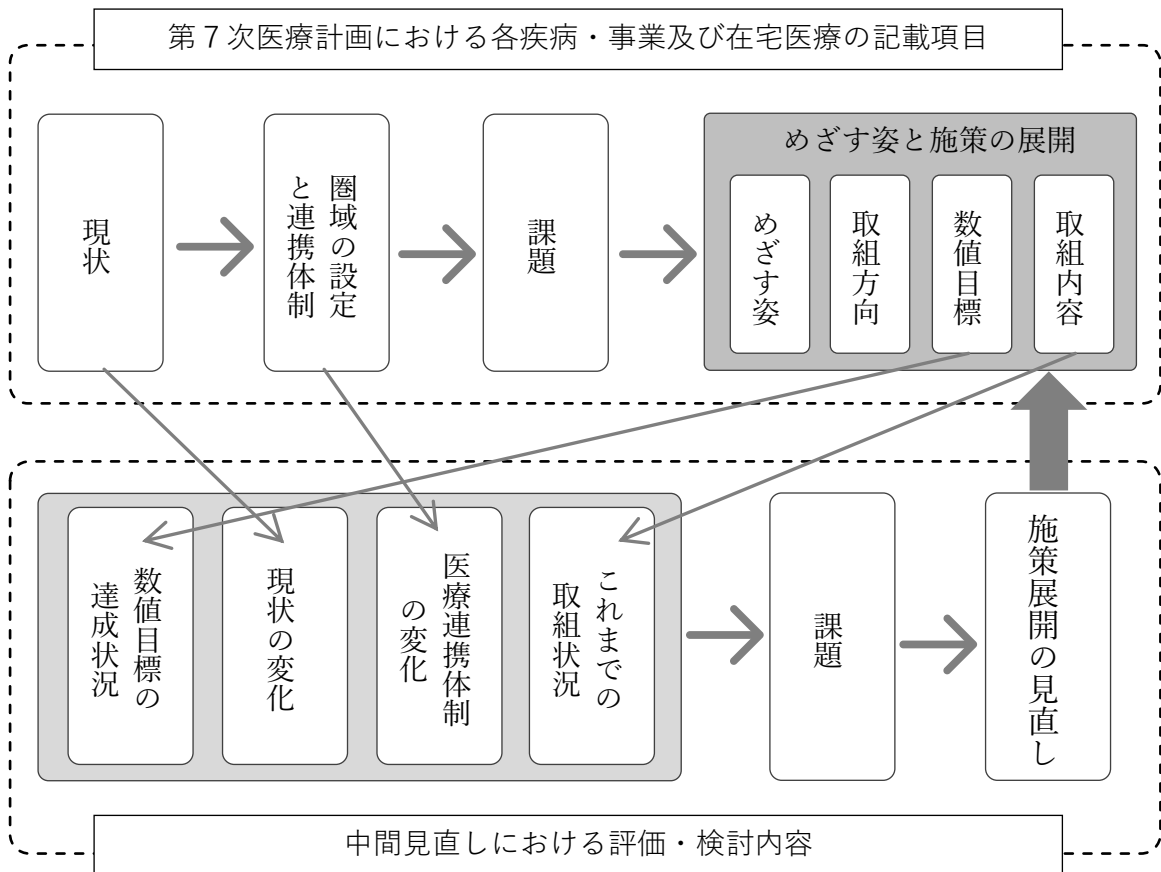
- 改正後の指針においては、5 疾病・5 事業及び在宅医療に関して、指標の修正・追加などが行われており、これらの指針の改正内容をふまえた見直しを中心となります。
- 加えて、今般の新型コロナウイルス感染症への対応において、感染症等の医療提供体制における課題が顕在化したことをふまえ、感染症対策及び新型インフルエンザ等対策についても県独自で見直しを検討していきます。



3 中間見直しの方法

〔疾病・事業及び在宅医療〕

- 医療計画の疾病・事業及び在宅医療の各項目では、「現状」「圏域及び連携体制」「課題」「めざす姿と施策の展開」を掲げており、中間見直しでは、現状や連携体制の変化を把握し、課題を再抽出した上で、「めざす姿と施策の展開」の見直しを行うものとなります。

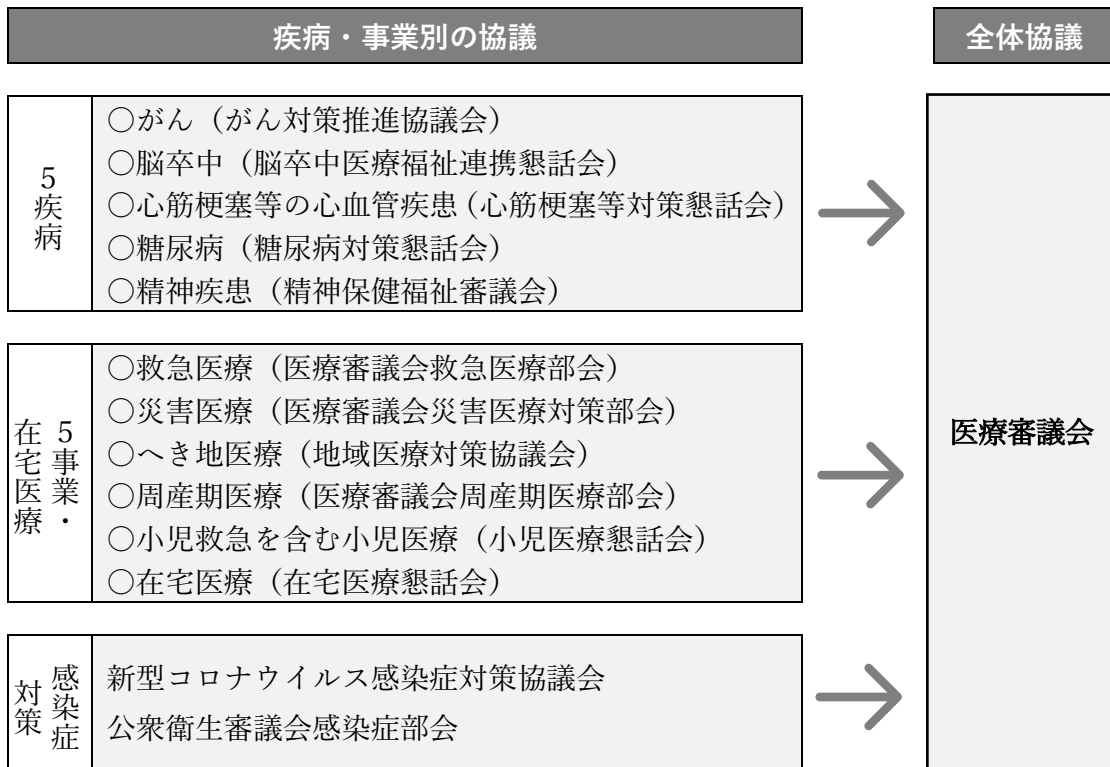


〔感染症対策等〕

- 新型コロナウイルス感染症への対応をふまえた形で全面改定とします。

4 中間見直しの検討体制

5 疾病・5 事業、在宅医療及び感染症対策等については、関係部会等において、専門的な見地から検討を行い、計画全体については医療審議会で協議を進めていきます。



5 スケジュール

各審議会等については、新型コロナウイルスの感染状況に応じて、書面開催、オンライン開催も検討していきます。ただし、感染の拡大状況や感染拡大防止に向けた対応状況等によって、各審議会等の開催自体が困難となる場合は、スケジュールを来年度以降に後ろ倒しすることも検討します。

令和2年10月～12月	5 疾病・5 事業、在宅医療及び感染症対策部分に係る審議会等（中間案の検討）
12月	医療審議会（中間案の審議） パブリックコメントの実施、市町・保険者への意見照会
令和3年2月～3月	5 疾病・5 事業、在宅医療及び感染症対策部分に係る審議会等（最終案の検討）
3月	医療審議会（最終案の諮問）
3月末	中間見直しの公表、厚生労働省への報告